

令和7年12月16日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

児童相談所一時保護所入所中の児童に対する 盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について 《概要版》

I 事件概要と対応経過

1 事件概要(P4)

(1) 加害職員

児童相談所一時保護係 会計年度任用職員(日額・夜間指導員※)

令和6年1月1日採用／20代男性

※週に1～2日程度、夜間から翌朝にかけて入所児童の食事や着替えなどの日常生活のサポートを行う会計年度任用職員

(2) 概要

- ・令和7年6月に被害児童(10代男児)から、加害職員とは別の職員へ相談があり、事件が発覚
- ・当該児童相談所から警察へ通報
- ・その後、加害職員に聞き取りしたところ、同月に就寝中の被害児童の臀部をスマートフォン(以下「スマホ」という。)で撮影したことを認めた。
- ・警察による事情聴取などの捜査を経て、加害職員は「性的姿態撮影等処罰法違反」、「不同意わいせつ」、「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」の罪名で検察官送致
- ・10月7日に本市として加害職員を懲戒免職処分とし、同日、不起訴処分決定

I 事件概要と対応経過

2 事件に関する主な対応経過(児童及び職員に対する実態等調査関係除く) (P4～P5)

時期	対応
令和7年6月	事件発生
事件から4日後	被害児童から加害職員とは別の職員に対し、就寝時に加害職員が居室に入ってきて臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示。
事件から5日後	児童相談所が警察へ被措置児童等虐待の疑いについて通報
事件から11日後	被害児童へ司法面接（検察・警察・児童相談所による三機関協同面接）を実施
事件から13日後	警察が加害職員へ事情聴取、「夜間に被害児童の写真を撮った」と認める。
8月19日（火）	本市として事件が検察官送致されたことを把握
8月28日（木）	本市が事件について記者発表
10月7日（火）	加害職員を懲戒免職処分とした。 加害職員の不起訴処分決定

I 事件概要と対応経過

3 再発防止に関する主な検討経過(P5)

本件の重大性を鑑み、こども青少年局の部長級・課長級の職員で構成する「こども青少年局再発防止策内部検討委員会」を設置し、課題の整理等を行った。そのうえで、児童福祉や心理学の学識経験者、医師、弁護士等の外部有識者で構成される本市附属機関「横浜市児童福祉審議会児童部会」を第三者委員会として位置づけ、ご意見を伺いながら再発防止策の検討を行った。

また、検討にあたっては、再発防止策が実効性のあるものとなるよう、一時保護所に入所中の児童や児童相談所の職員の意見等を聴きながら進めた。

7月2日(水) 第1回再発防止策内部検討委員会(事件の概要説明)

7月24日(木) 第1回横浜市児童福祉審議会児童部会(事件の概要説明)

8月14日(木) 第2回再発防止策内部検討委員会(再発防止策の検討)

8月28日(木) 第2回横浜市児童福祉審議会児童部会(再発防止策案について意見聴取)

10月9日(木) 第3回再発防止策内部検討委員会(再発防止策案の検討)

10月23日(木) 第3回横浜市児童福祉審議会児童部会(再発防止策案について意見聴取及び答申)

Ⅱ 児童及び職員に対する実態等調査

1 当事者に対する調査(P6)

(1)被害児童への聴き取り調査

ア 調査時期

令和7年6月(事件から4日後及び11日後)＜面接調査及び三機関協同面接＞

イ 調査結果

就寝時に加害職員が居室に入ってきて臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示

(2)加害職員への聴き取り調査

ア 調査時期

令和7年6月(事件から14日後)及び7月25日＜面接調査＞

イ 調査結果

就寝中の被害児童の臀部をスマホで撮影したことを認めた。

Ⅱ 児童及び職員に対する実態等調査

2 児童に対する調査(P6～P7)

調査名	対象	時期	内容	結果
<u>(1) 当該一時保護所に入所中の児童への聞き取り調査</u>	当該一時保護所（男子ブロック）に入所している児童のうち、令和6年1月以降に入所した児童8名	6月下旬～7月上旬	○担当児童福祉司より、職員や他の児童の件で困っていたこと等について聴き取り	○撮影や性的な関わりについての回答は無し
<u>(2) 当該一時保護所を退所した児童への聞き取り調査</u>	令和6年1月以降に、当該一時保護所に入所していたことがある児童40名 ※上記（1）調査の8名を除く	9月1日～9月26日	○担当児童福祉司より、事件について説明、謝罪 ○職員や他の児童の件で困っていたこと等について聴き取り	○撮影や性的な関わりについての回答は無し
<u>(3) 全ての一時保護所に入所中の児童へのアンケート調査</u>	一時保護所（4所）に入所している全児童218名（123名が回答）	10月1日～10月17日	○担当児童福祉司より、事件について説明、謝罪 ○一時保護所で心配なこと、一時保護所の生活がより安心・安全になるにはどうしたらよいか等についてアンケートを手渡し	○撮影や性的な関わりについての回答は無し ○相談しやすい環境、他児との関係、防犯カメラ等に関する意見などが寄せられた

Ⅱ 児童及び職員に対する実態等調査

3 職員に対する調査(P7～P8)

調査名	対象	時期	内容	結果
<u>(1) 当該一時保護所の職員への聞き取り調査</u>	当該児童相談所一時保護係（男子ブロック）の職員15名（会計年度任用職員を含む）	7月9日～7月11日	○加害職員及び自身を含む職員の言動等について聞き取り	○全員が「特に気になる言動は無い」と回答
<u>(2) 全職員への緊急コンプライアンスチェック</u>	本市児童相談所及び公立児童養護施設等に勤務する全職員1,037名（会計年度任用職員を含む）	9月1日～9月26日	○撮影等に関しチェックシートによる確認 ○自身や他の職員について、児童の撮影や虐待等に関するアンケート調査	○不適切な行為に関する回答は無し
<u>(3) 今回の事件及び再発防止策に関する児童相談所職員からの意見募集</u>	本市児童相談所に勤務する全職員（会計年度任用職員を含む）	10月31日～11月14日	○以下の内容について意見募集 ・今回の盗撮事件を受けて ・再発防止策の方向性 ・さらに加えた方が良いと思う防止策など	○防犯カメラ、研修、私用スマホ持込ルールに関する意見などが寄せられた

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策(P9)

一時保護所は児童にとって安心できる環境でなくてはならず、児童に信頼を寄せてもらうべき立場の職員が、保護中の児童に対して性暴力を行うということは、決してあってはならない。

児童の支援に携わる職員や関係者は、それぞれが熱意をもって取り組んでいるが、今後、一時保護所において入所児童の安心・安全を保障していくには、どのような職場においても児童への性暴力が発生し得るという考え方に対し、そのことを前提とした仕組みづくりが必要である。

これまでも、過去の一時保護所での性暴力事件を受け、再発防止の取組を行ってきたが、今回の事件を受け、これまでの取組を振り返り、課題を洗い出した。

また、再発防止策については、一時保護所に入所中の児童や一時保護所職員からの意見をできる限り反映することを念頭に検討を行った。

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

1 加害行為を起こさない仕組みづくり(P9~P10)

【振り返り、課題】

- ア 一時保護所内への私用スマホ等の持ち込みや使用禁止について明文化していない。
職員の夜間巡回時や児童の居室に入る際のルールが不明確、職員への不徹底
- イ 新設した一時保護所内には防犯カメラを設置しており、事件発生の抑止力となることが期待できるが、その他の一時保護所内には防犯カメラが設置されていない。防犯カメラの新たな設置にあたっては、その目的について、入所児童や職員への説明が必要
- ウ 夜間はブロックごとに正規職員1名と夜間指導員1名の計2名体制で、職員相互の細かな動きを把握しづらい状況。現行の夜間体制が児童の安全を守るうえで十分かについて、検討が必要

Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策

1 加害行為を起こさない仕組みづくり(P10～P11)

【再発防止策】

ア 私用スマホ持込禁止等の明文化

(ア) 私用スマホ等の持ち込み禁止を明文化し、職員へ通知

勤務時間中は私用スマホをロッカー等の指定場所に保管するルールを整理

(イ) 夜間に職員が児童の居室に入る際のルールを整理し明文化。夜間勤務する職員へ周知徹底

イ 一時保護所内への防犯カメラ設置

全ての一時保護所内の共用部に防犯カメラを設置

防犯カメラ運用ルールを定め、入所児童や職員に対して丁寧な説明を実施

ウ 夜間体制の見直し検討

夜間時の児童の安全確保や緊急時の対応、入所調整等について、改めて実態を把握・分析し、他都市や民間施設等の状況も踏まえ見直しを検討

Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策

2 夜間指導員の採用、育成指導(P11～P12)

【振り返り、課題】

- ア 常時、夜間指導員の欠員が発生。採用にあたり資格や経験等を求めていない。
- イ 勤務時間帯や勤務日数が限られている夜間指導員には、児童との距離感や施設内虐待防止、児童の権利擁護などの研修が未実施
- ウ 年1～2回のコンプライアンスチェックシート等による確認において、私用スマホの持ち込み、撮影禁止については確認項目としていなかった。
- エ 夜間指導員向けの一時保護所統一のマニュアルが未整備で、伝える内容が各所で異なる。
- オ 同性介助を原則とする中、職員と児童との同性同士の不適切な関わり方についての想定がされていなかった。

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

2 夜間指導員の採用、育成指導(P12～P13)

【再発防止策】

ア 採用前の未然防止

募集要項中の応募資格に過去に不適切行為を行った者等は採用しない旨を明記等
採用面接時に、応募者の資質を見極められるような質問

イ 夜間指導員の研修時間の確保

夜間指導員への研修時間を業務の一環として別途確保
「自分ごと」として捉えられるように、不適切行為の具体例や処分事例に関する研修を実施

ウ 私用スマホ持込禁止等についての明文化<再掲:P10参照>

エ 夜間指導員マニュアルの共通化、職員との連携強化

夜間指導員マニュアルの共通化、宿直業務を行う全職員に対して研修を実施
夜間指導員の業務理解度をチェックリスト化し、責任職が到達度を定期的に確認

オ 同性同士の対応

夜間指導員マニュアルについて、同性同士の性加害が起こり得ることを前提とした改訂

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

3 こどもが相談しやすい環境づくり(P13～P14)

【振り返り、課題】

- ア 入所時に様々な相談窓口があることを説明しているが、内容が分かりにくく、十分に理解できていない児童もいる。
- イ アドボケイトへの相談は、月1回で時間が限られ十分に相談ができていない現状
入所の背景等により自ら発信することが困難な児童もいるため、児童からの相談等について、更に児童が相談しやすい工夫が必要
- ウ 児童が初めから全てを打ち明けられるとは限らないことを念頭に、安心して日頃の悩みを表出できる環境設定、雰囲気づくりや職員の聴き取るスキル等が重要
- エ 年齢や発達段階に応じ、児童が他者と自身の適切な境界線を学び、自尊心を高めるための啓発・教育が必要。包括的性教育の有用性についても近年注目されている。
職員から児童に対して、児童自身のこころとからだを守るという視点での支援の拡充が必要だが、現状では現場の職員の理解が十分とは言えない。

Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策

3 こどもが相談しやすい環境づくり(P14～P15)

【再発防止策】

ア 相談窓口の分かりやすい周知

相談窓口について「一時保護所のしおり」に分かりやすく掲載

一時保護所内のトイレや廊下等に掲示。職員との面接の場でも「一時保護所のしおり」等により周知

イ 相談窓口の充実

児童が意見を表明できる機会を増やすため、アドボケイトへの相談回数増(月1回→月2回)

入所中の児童に対して定期的にアンケートを実施し、声を上げにくい児童等の意見表明を支援

ウ 職員の「受け止めスキル」の向上

「傾聴スキル」向上を目的に、児童が安心して話せるための効果的なコミュニケーション技術について体験的に学ぶ研修を実施

エ 児童自身がこころとからだを守る支援

職員研修プログラムに児童への暴力防止プログラムを取り入れ、職員が児童へ予防教育を実践
包括的性教育に関わる職員向け研修を実施

【再発防止策の開始時期】(P16)

		再発防止策（取組内容）	開始時期
1 加害行為を起こさない仕組みづくり	ア	私用スマホ持込禁止等の明文化	7年7月
	イ	児童の居室に入る際のルール整理	7年12月
	イ	一時保護所内への防犯カメラ設置	8年3月（予定）
	ウ	夜間体制の見直し検討	7年7月
2 夜間指導員の採用、育成指導	ア	採用前の未然防止	7年12月
	イ	夜間指導員の研修時間の確保	7年12月
	ウ	私用スマホ持込禁止等の明文化<再掲>	7年7月
	エ	夜間指導員マニュアルの共通化	7年11月
	職員との連携強化		
	オ	同性同士の対応（マニュアル改訂）	7年11月
3 子どもが相談しやすい環境づくり	ア	相談窓口の分かりやすい周知	7年12月
	イ	相談窓口の充実	8年1月（予定） ※アドボケイト相談は8年度から見直し
	ウ	職員の「受け止めスキル」の向上	7年11月
	エ	児童自身がこころとからだを守る支援	7年11月

IV 再発防止策の進捗管理(P17)

- ・確実な実施が担保されるよう、毎年度、まず児童への意見聴取や現場の職員による振り返りを行い、それを踏まえ、児童相談所全体で取組状況の点検や振り返りを実施
- ・こども青少年局として点検、振り返りを行い、必要な見直しを検討
- ・「横浜市児童福祉審議会児童部会」へ毎年度の取組状況を報告し、意見を受けて見直しを行いながら、実効性のある取組を継続して実施

